

(Partial English Translation)

Certificate of Patent

Japanese Patent No.6087420

Title of the Invention: Multilayer pipeline in a polymer material, device for manufacture of the multilayer pipeline and a method for manufacturing the multilayer pipeline

Patentee:

Address: Maximou Michailidi 6, Maximos Plaza, Tower 3,
4th floor, Flat/Office 401, 3106 Limassol, Cyprus

Nationality: Cyprus

Name: Purapipe Holding Ltd.

Inventor:

Name: Arvid Ophaug



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6087420号

(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

高分子材料を含む多層パイプライン、多層パイプラインを製造する装置及び多層パイプラインを製造する方法

特許権者
(PATENTEE)

キプロス共和国, 3106 リマソール, フラット/オフィス 401, 4ス フロア, タワー 3, マクシモス プラザ, マクシモウ ミカイリディ 6
国籍 キプロス共和国
プラパイプ ホールディング リミテッド

発明者
(INVENTOR)

オブハウ, アルヴィド

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2015-500381

出願日
(FILING DATE)

平成25年 3月14日(March 14, 2013)

登録日
(REGISTRATION DATE)

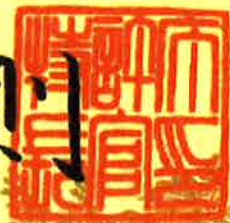
平成29年 2月10日(February 10, 2017)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成29年 2月10日(February 10, 2017)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小宮義則



重要 特許料の納付について

特許料納付期限日

特許証送付先

住所

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 日比

谷ダイビル アスパイア国際特許事務所内

氏名

池田 憲保



様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6087420号

登録日 平成29年 2月10日

出願番号 特願2015-500381

出願日 平成25年 3月14日

請求項の数 24

納付年分 第 3年分まで

受領金額 20,700円

受領日 平成29年 2月 1日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第 4年分	平成32年 2月10日
第 5年分	平成33年 2月10日
第 6年分	平成34年 2月10日
第 7年分	平成35年 2月10日
第 8年分	平成36年 2月10日
第 9年分	平成37年 2月10日
第10年分	平成38年 2月10日
第11年分	平成39年 2月10日
第12年分	平成40年 2月10日
第13年分	平成41年 2月10日
第14年分	平成42年 2月10日
第15年分	平成43年 2月10日
第16年分	平成44年 2月10日
第17年分	平成45年 2月10日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
 電話 03(3581)1101
 特許担当 内線 2708